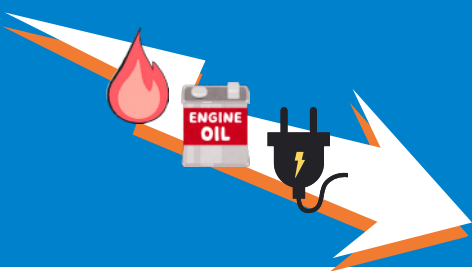


大田市中小企業者等物価高騰対策 省エネ支援補助金

※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業

電力・ガス等の価格高騰対策として、
島根県が実施する「エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」を
受けた事業者に対し上乗せ補助を行います。



申請期間

令和8年4月1日(水)～

令和9年1月29日(金) 17時まで

※予算上限に達し次第、終了となります。

補助率・補助額

・「島根県ものづくり産業

エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」を受給された場合

県補助金の確定額(市内で実施した事業に要した経費)の

中小企業 (県補助率が1/2以内の場合) 1/2以内
小規模事業者 (県補助率が2/3以内の場合) 1/4以内

最大：180万円

・「島根県飲食・商業・サービス業等

エネルギーコスト対策緊急支援事業補助金」を受給された場合

県補助金の確定額(市内で実施した事業に要した経費)の

中小企業等 (県補助率が1/2以内の場合) 1/2以内

※新型コロナウイルス感染症関連融資を

利用している場合 (県補助率が2/3以内の場合) 1/4以内

最大：75万円

対象者

- ✓大田市内に事業所又は店舗を有していること
- ✓県補助金の交付額確定を受けた者 (令和8年2月以降の交付決定)
- ✓県補助金で実施した補助事業の実施場所が大田市であること
- ✓市税等の滞納がないこと

※すべての要件を満たす方が対象です。

※その他の要件については、「交付要綱」及び「申請の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

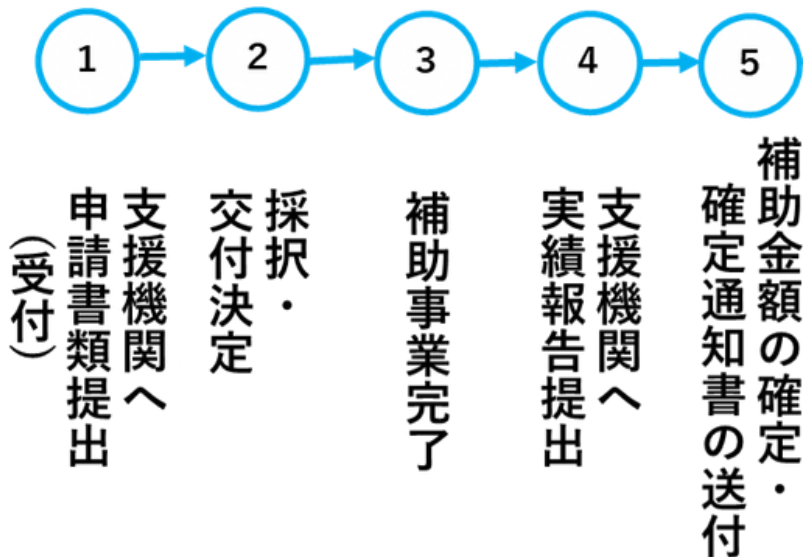
大田市役所 産業振興部 産業企画課 省エネ補助金担当
〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地
TEL：0854-83-8073 【電話受付時間：8:30～17:15】
Mail：o-sangyou@city.oda.lg.jp

【市HP】

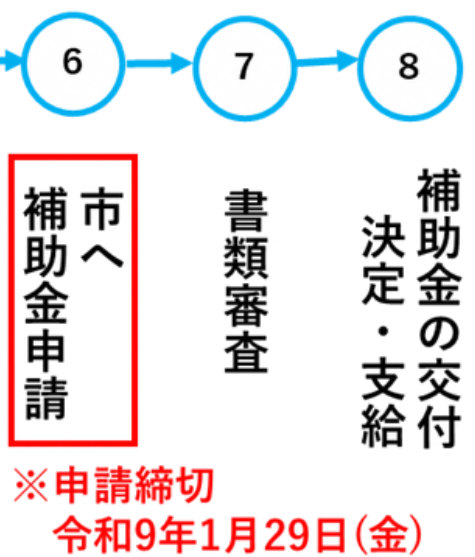


大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金支給までの流れ

県補助金の手続き



市補助金の手続き



申請に関する留意事項等

1. 市補助金は、県補助金の⑤「補助金額の確定・確定通知書の送付」が完了してから申請できます。
2. 申請書類を持参または郵送にてご提出ください。
3. 県の手続スケジュールを必ずご確認のうえ、余裕をもってご準備ください。
4. 予算上限に達し次第、受付を終了します。
5. 提出書類は、申請する県の補助金の種類によって異なります。
「申請の手引き」をご確認のうえ、該当書類をご提出ください。

★提出先★

〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地
大田市役所 産業振興部 産業企画課 省エネ補助金担当あて
(受付時間：平日8:30～17:15)

申請様式・必要書類はこちらの
二次元コードからご確認ください。

■ご案内ページURL■

https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/23/594/10555



【市HP】

